

効率的・効果的な防災情報発信 に関する基本方針

**令和6年3月
川 崎 市**

目 次

1	基本方針策定の趣旨・背景		P2
---	--------------	-------	----

2	本市における防災情報伝達手段の現状及び課題		P3
---	-----------------------	-------	----

(1)	本市における防災情報伝達手段の現状(整備状況)		P3
ア	同報系防災行政無線		P3
イ	緊急速報メール		P4
ウ	川崎市防災ポータルサイト・かわさき防災アプリ		P4
エ	メールニュースかわさき(登録制メール)		P5
オ	川崎市防災気象情報(ウェブサイト)		P5
カ	市危機管理本部公式X(旧 Twitter)		P5
キ	その他		P6
(2)	本市における防災情報伝達手段の課題		P6
ア	各伝達手段に係る個別の課題		P6
イ	効果的・効率的な情報発信に向けた課題		P6

3	基本方針(基本的な考え方)		P9
---	---------------	-------	----

4	基本方針に基づく主な取組の方向性		P11
---	------------------	-------	-----

(1)	PUSH 型・PULL 型の伝達手段に関する取組の方向性		P11
(2)	防災行政無線(屋外スピーカー)に関する取組の方向性		P11
(3)	情報弱者に関する取組の方向性		P12
(4)	情報発信等に関する取組の方向性		P13
(5)	その他取組の方向性		P13

資料編		P15
-----	-------	-----

資料 1	川崎市防災対策検討委員会設置要綱		P15
資料 2	防災情報発信のあり方に関する庁内検討会議設置要綱		P17

1 基本方針策定の趣旨・背景

- 災害発生時において、自治体には避難指示や避難所設置等の避難情報を地域住民に伝える責務があり、様々な手段を活用して伝達が行われています。
- また、大規模災害時において、地域住民へ避難情報を確実に伝達するためには、機器の故障や通信障害等も生じるおそれがあることも踏まえて、ひとつの手段に頼るのではなく、複数の手段を確保・組合せ、伝達手段の多重化を図ることが重要となります。
- 本市においては、昭和 62 年からの同報系防災行政無線の運用開始をはじめ、多重系・移動系・衛星系など各無線網を整備するとともに、これまでに無線網のデジタル化への対応を実施し、屋外拡声子局(以下「屋外スピーカー」といいます。)の増設を行っています。
- 併せて、デジタルデバイスの普及を踏まえて、市ホームページ(市公式ウェブサイト)の他、防災ポータルサイトや防災アプリ、登録制メール、各種 SNS 媒体を活用して、防災情報の配信を行っています。
- 一方で、特に自営網である防災行政無線など、各種情報伝達手段の維持管理や整備には多くの費用を要することから、民間企業のノウハウ等も活用しながら、効率性を踏まえた伝達手段の多重化や費用面の最適化を図っていく必要があります。
- また、伝達手段の整備だけでは災害時に防災情報を有効に活用することは難しいため、行政からの情報発信のみに依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的に避難行動をとることが求められています。
- こうした状況を踏まえるとともに、屋外スピーカーについては川崎市総合計画第 3 期実施計画に基づく増設により一定の整備状況となることから、既存の伝達手段の有効活用を前提として、地域特性や各伝達手段の特徴、整備費用等を考慮し、今後の効率的・効果的かつ持続可能な防災情報発信に向けて基本方針を策定します。
- なお、この基本方針は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき作成する川崎市地域防災計画のうち、予防、初動対策、応急対策及び復旧における災害情報の収集・伝達・広報等を効率的・効果的に実施するため、情報発信の基本的な考え方を示すものとなります(図 1)。

図 1 基本方針の位置付け

川崎市地域防災計画 (風水害編・震災対策編・都市災害対策編)						
主な構成	総則 (計画の目的等)	予防計画 (平時から行うべき措置等)	初動対策計画 (初動体制・情報通信体制等)	応急対策計画 (応急対策に係る措置)	復旧計画 (被災者支援・公共施設の復旧等)	公共事業施設防災計画 (ライフライン事業者の防災計画)

基本方針(予防から復旧における情報発信の基本的な考え方)

2 本市における防災情報伝達手段の現状及び課題

○ 防災情報の伝達手段について、本市における現状(整備状況)及び課題は、次のとおりです。

(1) 本市における防災情報伝達手段の現状(整備状況)

○ 本市では、防災行政無線や緊急速報メールをはじめ、防災ポータルサイト・防災アプリ、登録メール、各種 SNS 媒体を活用して、防災情報の配信を行っています。

ア 同報系防災行政無線

○ 同報系防災行政無線は、市町村地域防災計画に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とし、平常時には一般行政事務に使用できる無線局となります。

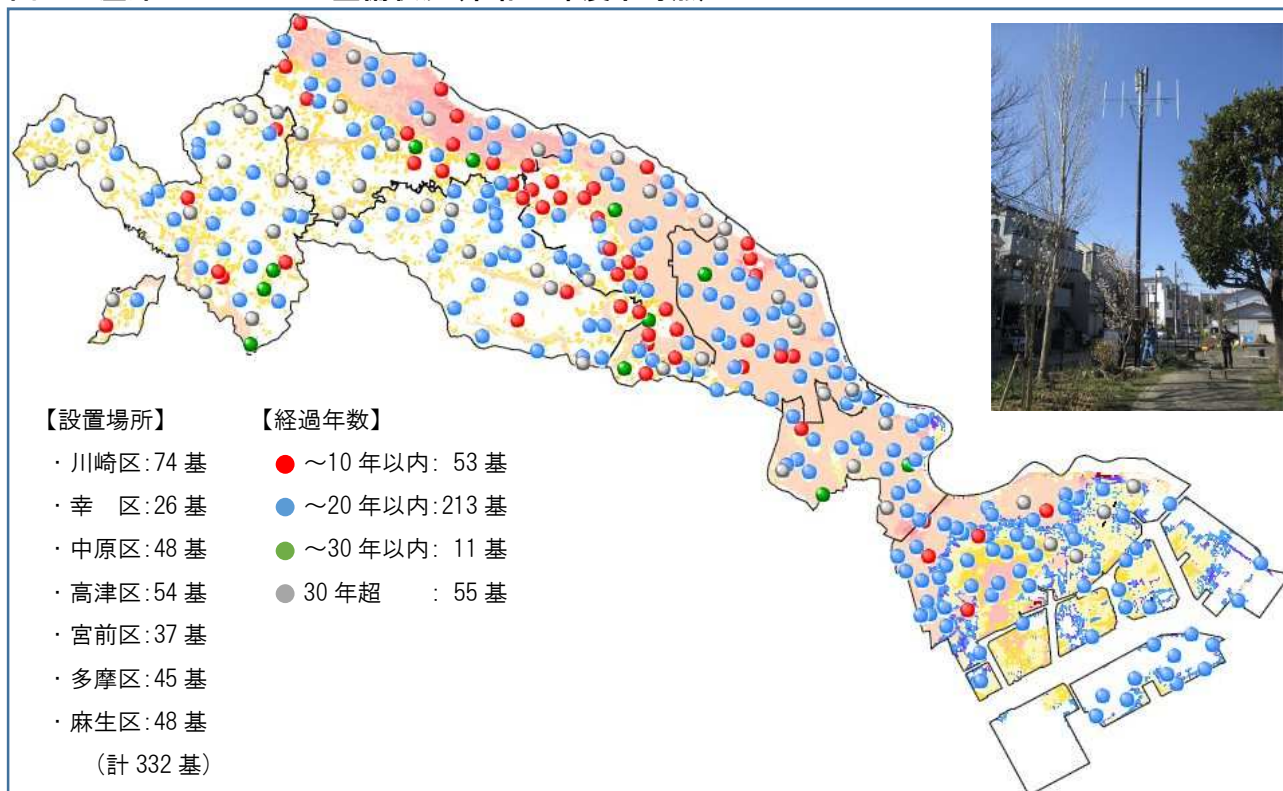
○ 本市では、市内全体に分布し、開設時には地域における活動拠点としての役割も担い得る市指定の避難所及び広域避難場所を基本に、必要に応じて市内主要駅や土砂災害警戒区域、浸水想定区域などに屋外スピーカーを設置しています(図2)。

図3 戸別受信機

○ また、屋外スピーカーの放送を補うため、教育施設や社会福祉施設、住民組織(自主防災組織・町内会等)などの施設・組織を対象に戸別受信機を設置しています(図3)。



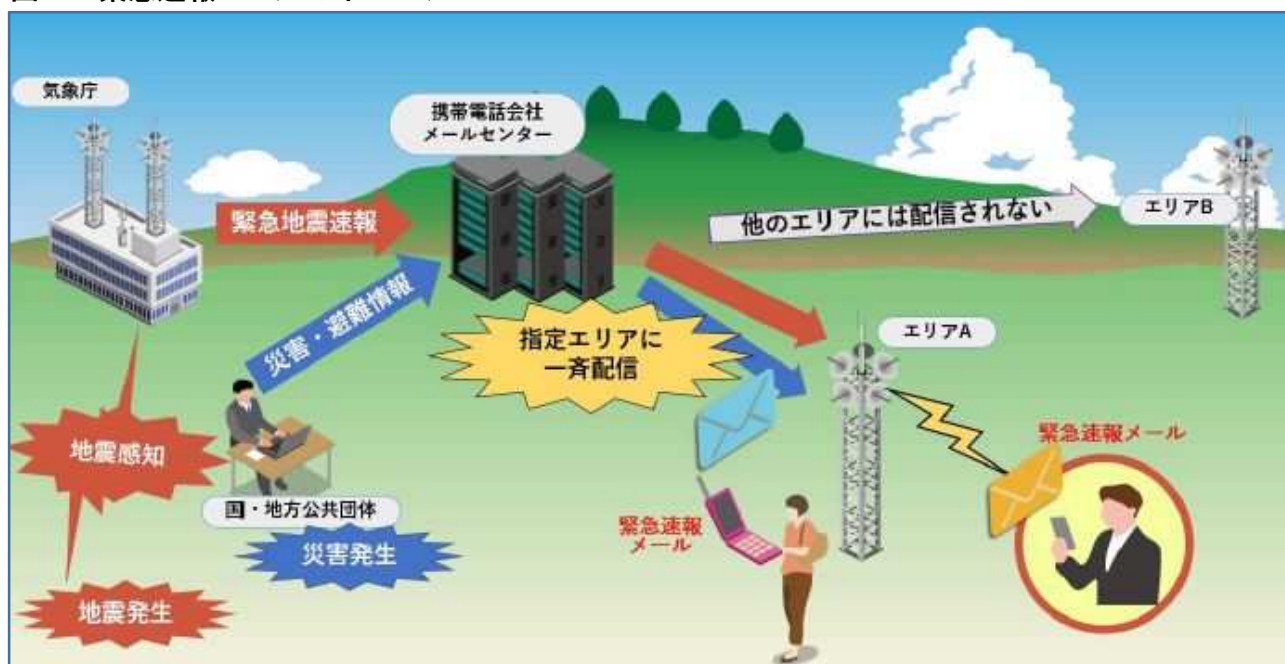
図2 屋外スピーカーの整備状況(令和7年度末時点)



イ 緊急速報メール

- 緊急速報メールは、災害の発生警告や避難指示などを携帯電話に通知する携帯電話会社のサービスとなります。
- 携帯電話網の制御チャンネルを通して、同報的に送信されるため、輻輳の影響を受けづらく、短時間で受信端末(スマートフォン等)に情報を伝達することができます(図4)。
- 緊急速報メールは、強制的に受信させるものであるため、配信項目は「真に必要なもの」に限定されています(表1)。

図4 緊急速報メールのイメージ



出典：消防庁「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き(令和5年3月)」

表1 緊急速報メールの配信項目

No	配信項目(配信元)	No	配信項目(配信元)
1	高齢者等避難(市町村)	10	指定河川洪水予報(国土交通省・都道府県市町村)
2	避難指示(市町村)	11	土砂災害警戒情報(都道府県・市町村)
3	緊急安全確保(市町村)	12	東海地震予知情報(都道府県・市町村)
4	気象等に関する特別警報(市町村)	13	弾道ミサイル情報(消防庁)
5	警戒区域情報(市町村)	14	航空攻撃情報(消防庁)
6	津波注意報(都道府県・市町村)	15	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報(消防庁)
7	津波警報(気象庁)	16	大規模テロ情報(消防庁)
8	大津波警報(気象庁)	17	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染防止のための外出自粛要請(都道府県・市町村(※))
9	噴火警報(都道府県・市町村)		

※ 都道府県知事の指示に基づく配信

ウ 川崎市防災ポータルサイト・かわさき防災アプリ

- 川崎市防災ポータルサイトは、市内における防災情報を集約し、災害時には緊急情報や避難発令情報、避難所情報などを発信するウェブサイトとなります(図5)。
- また、防災に関する平時からの心構えや、災害時の行動などの備えについても確認でき

ます。

- かわさき防災アプリは、同情報を確認できるスマートフォンアプリで、状況に応じて、プッシュ通知によるお知らせを受けることもできます(図6)。

図5 川崎市防災ポータルサイト



図6 かわさき防災アプリ



エ メールニュースかわさき(登録制メール)

- 市内における緊急情報や地震情報、気象警報、天気予報等をパソコンや携帯電話、スマートフォン等に配信する登録制の電子メールサービスとなります。
- ニーズに合わせて、必要な人に必要な情報を確実に届けることができます。

オ 川崎市防災気象情報(ウェブサイト)

- 川崎市防災気象情報は、市内及び多摩川・鶴見川上流の雨量・水位情報や河川監視カメラ画像、多摩川系排水樋管の情報を確認できるウェブサイトとなります(図7)。

カ 市危機管理本部公式X(旧 Twitter)

- 市危機管理本部公式Xは、市内における緊急情報や地震情報、気象警報・注意報を配信するソーシャル・ネットワーキング・サービスとなります(図8)。

図7 川崎市防災気象情報

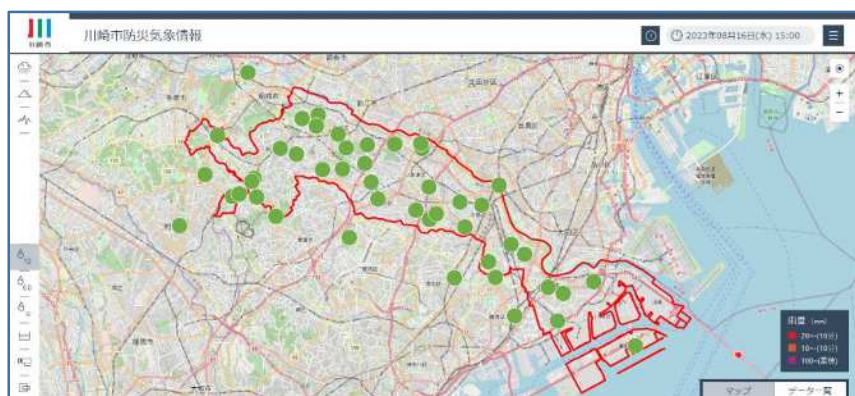


図8 市危機管理本部公式X



キ その他

- その他、災害時応援協定等に基づき、地上デジタル放送(テレビ神奈川)やケーブルテレビ(YOU テレビ・iTSCOM・J:COM)、地域コミュニティ放送(かわさき FM)などによる情報発信を行えます。

(2) 本市における防災情報伝達手段の課題

- 本市における防災情報について、各伝達手段に係る個別の課題及び効率的・効果的な情報発信に向けた課題は、次のとおりです。

ア 各伝達手段に係る個別の課題

- 防災行政無線は、自営の無線網であるため輻輳の危険性が低く、災害時に有効な伝達手段のひとつとなりますが、音声(屋外スピーカー)による情報伝達が中心となることから、風向きや天候、場所(周辺建物の状況や距離等)により聞こえ方が異なり、漏れなく地域に聞こえるようにすることは困難となります。
- 自営網である防災行政無線の整備には、これまでに多くの費用を要しており、可能な限り既存設備の有効活用を図る必要があります。
- また、防災行政無線の整備開始から 35 年以上が経過するため、一部の屋外スピーカーについては老朽化への対応が必要となっています。
- 戸別受信機を大量に配布する場合、防災ラジオなどと比較して費用が高く、保守部品の確保等の課題もあることから、代替手段への移行を検討する必要があります。
- 緊急速報メールの送信は、現在「市単位」による運用(一斉送信)となっているもののほか、配信項目や配信できる情報量(文字数)に制限があります。
- メールニュースかわさき(登録制メール)は、緊急速報メールと異なり、ネットワーク輻輳の影響を受け得るため、登録者数が多い場合や全国的に一斉に送信が行われる場合など、メールを受信するまでに時間を要することがあります。
- デジタル技術等を活用して伝達手段の多重化・多様化を図っており、引き続き促進する必要がある一方で、スマートフォン等の操作に不慣れな高齢者や障害者なども一部に存在しています。
- 一部の伝達手段においては多言語化を図っているものの、すべての伝達手段において、多言語化対応を行うことは現実的には困難な状況となっています。

イ 効率的・効果的な情報発信に向けた課題

- すべての人や状況において万能となる伝達手段はないため、各手段の特徴や災害種別、災害時の時間経過、整備費用等を踏まえて、効率的・効果的な防災情報の発信を行う必要があります(表2・表3)。
- 防災情報については既に多くの項目を発信していますが、情報の取得方法等を含め、市

民に十分には浸透していない状況にあります。

- 災害時における情報伝達を有効に活用して、正しい避難行動をとるためには、伝達手段の整備だけでなく、市民意識の向上も必要となります。

表 2 災害時の時間経過に合わせた伝達手段の特性

区分	発災前 (風水害等)	発災前 (地震・津波・ミサイル)	発災直後 (数時間)	応急対応時間 (救助・救援)	復旧復興期間 (被災者支援)
必要な情報	災害予測情報 被害予測情報 避難情報等	緊急地震速報 震度・津波情報 避難情報	被災情報 ライフライン情報 避難所情報等	被害状況 安否情報 ライフライン情報 避難所情報等	ライフライン情報 復旧情報 避難所情報等 生活情報
情報伝達に必要な機能	PUSH 型 (広範囲・多人数) + PULL 型 (詳細情報)	PUSH 型 (速報性)	PUSH 型 (広範囲・多人数) + PULL 型 (詳細情報)	PUSH 型 (広範囲・多人数) + PULL 型 (詳細情報)	PUSH 型 (広範囲・多人数) + PULL 型 (詳細情報)
電源	通常電源	通常電源	停電の可能性あり	停電の可能性あり	通常電源
ネットワーク	-	-	輻輳・被災の 可能性あり	被災の可能性あり	各災害情報 伝達手段による
防災行政無線	◎	◎	◎	○	○
FM 放送	◎	◎	◎	◎	◎
280MHz 帯電気通信	◎	◎	◎	○	○
地上デジタル放送波	◎	○	○	○	○
ケーブルテレビ	◎	○	○	○	○
IP 告知システム	◎	○	○	○	○
携帯電話網	◎	○	○	○	◎
電話一斉放送システム	◎	△	断線の可能性あり	断線の可能性あり	○
登録制メール	◎	△	○	○	◎
SNS	◎	△	○	○	◎
緊急速報メール	◎	◎	○	○	○
テレビ	◎	◎	○	△	△
備考	◎:有効 ○:場合により有効(停電がない場合や冗長化対応の場合など) △:あまり有効ではない				

出典:消防庁「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き(令和5年3月)」をもとに作成

表3 防災情報等に係る各伝達手段の特徴

区分	伝達対象・範囲						伝達障害リスクへの耐性等								情報量・形態	
	伝達 エリア	居住者		一時滞在者		車内 等	荒天等 (※1)	輻輳 リスク	断線 リスク	短期 停電	長期 停電	被災 リスク (※2)	復旧 速度	情報 量	伝達 形態	
		屋内	屋外	屋内	屋外											
同報系防災行政無線 (屋外スピーカー)	○	△	◎	△	◎	○	△	◎	◎	◎	△	△	△	△	PUSH	
同報系防災行政無線 (戸別受信機)	△	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△		
MCA 移動通信システム (屋外スピーカー)	○	△	◎	△	◎	○	△	○	◎	◎	△	△	△	△	PUSH	
MCA 移動通信システム (屋内受信機)	△	◎	-	-	-	-	◎	○	◎	◎	◎	△	△	△		
デジタル移動通信システム (屋外スピーカー)	○	△	◎	△	◎	○	△	◎	◎	◎	△	△	△	△	PUSH	
デジタル移動通信システム (屋内受信機)	△	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△		
FM放送(屋外スピーカー)	○	△	◎	△	◎	○	△	◎	◎	◎	△	△	△	△	PUSH	
FM放送(自動起動ラジオ)	△	◎	-	-	-	△	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	△	PULL	
280MHz 帯電気通信 (屋外スピーカー)	◎	△	◎	△	◎	○	△	○	◎	◎	△	△	△	△	PUSH	
280MHz 帯電気通信 (屋内受信機)	△	◎	-	-	-	-	◎	○	◎	◎	◎	△	△	△		
地上デジタル放送波 (屋外スピーカー)	◎	△	◎	△	◎	○	△	◎	○	◎	△	△	△	△	PUSH	
地上デジタル放送波 (屋内受信機)	△	◎	-	-	-	-	◎	◎	○	◎	◎	△	△	△		
携帯電話網(屋外スピーカー)	◎	△	◎	△	◎	○	△	△	○	◎	△	◎	◎	△	PUSH	
携帯電話網(屋内受信機)	△	◎	-	-	-	-	◎	△	○	◎	◎	◎	◎	△		
携帯電話網(防災アプリ)	◎	○	○	△	△	○	◎	△	○	◎	△	◎	◎	◎	PULL	
ケーブルテレビ 網(屋外スピーカー)	○	△	◎	△	◎	○	△	◎	○	◎	△	△	△	△	PUSH	
ケーブルテレビ 網(屋内受信機)	△	◎	-	-	-	-	◎	◎	○	◎	◎	△	△	△	PULL	
IP告知システム(屋外スピーカー)	○	△	◎	△	◎	○	△	◎	○	◎	△	△	△	△	PUSH	
IP告知システム(屋内受信機)	△	◎	-	-	-	-	◎	◎	○	◎	△	△	△	◎	PULL	
電話一斉送信システム	◎	◎	-	-	-	-	◎	△	△	△	△	◎	△	△	PUSH PULL	
登録制メール	◎	○	○	△	-	-	◎	△	○	◎	△	◎	◎	◎	PUSH PULL	
HP・SNS	◎	○	○	○	○	○	◎	△	○	◎	△	◎	◎	◎	PULL	
テレビ・ブロッカシステム	△	◎	-	-	-	-	◎	○	△	△	△	△	△	◎	PUSH PULL	
緊急速報メール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	△	◎	◎	△	PUSH	
備考	◎:有効又はリスクが低い ○:概ね有効又はリスクがやや低い △:あまり有効ではない又はリスクが高い															

出典:消防庁「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き(令和5年3月)」をもとに作成

※1 荒天等:荒天等による騒音の耐性 ※2 被災リスク:主要機器(送信局等)の被災リスクの低さ

3 基本方針(基本的な考え方)

- 災害時における情報伝達は、命を守るための「きっかけ」や「気づき」を与えるもので、その情報に基づき、個人個人が判断し、適切に行動することが必要となります。
- 一方で、各伝達手段には、伝達範囲や情報量、耐災害性、伝達形態(PUSH 型/PULL 型)、整備費用など一長一短の特徴があるため、特徴を踏まえた手段の組合せや役割に応じた情報発信を行うことが重要となります。
- 防災情報伝達手段の整備にあたっては、地理的な特性や起こりえる災害を考慮し、現在使用している伝達手段の有効活用を検討した上で、誰に・いつ・どの手段で・どう伝えるか、それぞれの役割を整理する必要があります。
- 緊急時(地震・津波・ミサイル等)や発災直後においては、防災行政無線や緊急速報メールなど、速報性があり、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報を自動的に伝える手段(PUSH 型)が有効となります。
- 時間が経過すると、地域ごとの生活情報等が必要となってくるため、ホームページやポータルサイトへの掲載など、各自が必要とする情報を選択して閲覧する手段(PULL 型)が有効となります。
- なお、発災前に時間的余裕がある場合(風水害等)には、大雨への備えや注意喚起、気象情報など、事前に情報を PULL 型の伝達手段で提供しておくことも重要です。
- PUSH 型の手段は情報量が限られている場合が多いことから、PUSH 型の情報を契機(きっかけ・気づき)に市民に情報収集を促し、より詳細な情報を PULL 型の手段により取得するといった活用が効率的・効果的と考えられます。
- また、防災情報の伝達手段(ハード面)を整備するだけでは、災害時に情報を有効に活用することは難しいため、市民においては、自らの判断により主体的な避難行動をとることが求められています。
- そのためには、発信された情報をどこからどうやって入手できるのか、市民意識の向上のための啓発活動も重要となります。
- 併せて、自治体が独自に、あらゆる伝達手段を整備することは困難なため、各人のニーズや状況に応じて、民間企業が提供するアプリ等のサービス(無償で利用できるものも多い)を活用することも効率的・効果的と考えられます。
- こうした状況を踏まえ、本市においては、効率的・効果的かつ持続可能な防災情報発信に向けて、既存の伝達手段や地域資源を有効に活用するとともに、次のとおり基本的な考え方を整理して今後の基本方針とし、関係局区と連携を図りながら関連する取組を推進していきます(表4・図9)。
- なお、基本方針の策定にあたっては、防災対策の有識者で構成される「川崎市防災対策検討

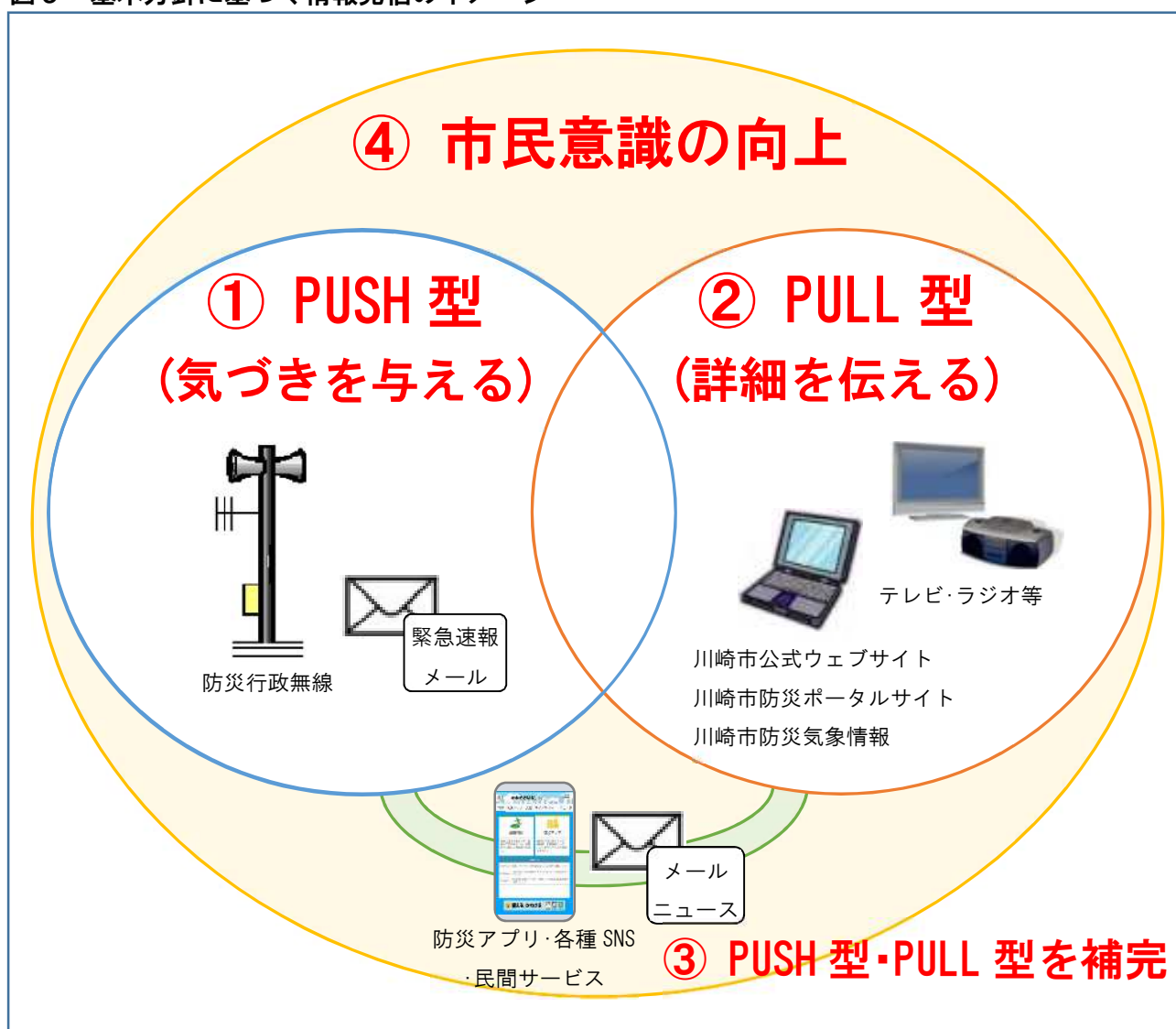
委員会」の専門委員からの意見を参考にするとともに、庁内の関係部署で構成する「防災情報発信のあり方に関する庁内検討会議」において検討を行いました。

- また、今後の社会情勢の変化や情報伝達技術の革新等を踏まえ、本基本方針の修正等が必要と認める場合は、見直しを行うものとします。

表 4 効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針（基本的な考え方）

既存手段の有効活用等を前提として	
①	防災行政無線や緊急速報メールなど、PUSH 型の伝達手段を活用し、気づきを与える（併せて PULL 型の伝達手段へ誘導する）
②	市公式ウェブサイトや防災ポータルサイトなど、PULL 型の伝達手段を活用し、適切に詳細情報を伝える
③	PUSH 型・PULL 型の伝達手段を補完するとともに円滑に防災情報に繋がられるよう、防災アプリやメールニュースなど、汎用性の高い伝達手段の機能や運用の強化を図る
④	市民自らが必要な情報を取得し、正しい避難行動をとれるよう、意識向上のための啓発強化や情報提供に取り組む

図 9 基本方針に基づく情報発信のイメージ



4 基本方針に基づく主な取組の方向性

- 既存の伝達手段や災害時応援協定等に基づく情報発信を継続するとともに、次のとおり基本方針に基づく主な取組を推進します。
- なお、取組の実施にあたっては、持続可能なものとなるよう、財政負担（費用対効果）の観点を検討します。

(1) PUSH 型・PULL 型の伝達手段に関する取組の方向性

【基本方針①・②・③関連】

- 同報系防災行政無線について、今後の保守部品の確保等が円滑に行えるよう、システムの再整備に際しては標準的な変調方式への変更や、使用料負担・サービス提供の継続性等を踏まえながら民間企業が提供するサービスへの切替などを検討します。
- 緊急速報メールについては、強制的にスマートフォン等に受信させるものであるため、よりきめ細やかな運用を行えるよう、現行の「市単位」から「区単位」による配信へと、必要な調整を進めます。
- 市公式ウェブサイトについては、令和5年度末にリニューアルを予定していることから、市公式ウェブサイトと川崎市防災ポータルサイトが連携して防災情報を効果的に発信できるよう、運用の強化を図ります。
- 災害時においては、ウェブサイトへのアクセス急増が想定されるため、引き続き、川崎市防災ポータルサイト等の強靱化対策を検討します。
- かわさき防災アプリやメールニュースかわさきについては、PUSH 型と PULL 型の伝達手段を補完し、防災情報へ円滑に繋ぐことができるよう、更なる機能拡充や運用強化に取り組みます。
- 災害時においては、市 LINE 公式アカウントを活用して緊急情報等を発信できるよう、運用を整理します。

(2) 防災行政無線（屋外スピーカー）に関する取組の方向性

【基本方針①・③関連】

- 基本となる市指定の避難所及び広域避難場所については、令和7年度末までに屋外スピーカーの設置完了が予定され、一定の整備状況となることから、伝達手段の特徴（漏れなく地域に聞こえるようにすることは困難）や整備費用等を踏まえ、屋外スピーカーの増設については令和7年度で原則終了とします。
- 既存の屋外スピーカーについては、PUSH 型の伝達手段として有効活用を継続するとともに、屋外スピーカーの長期使用に向けて、予防保全的な取組を強化します。
- 既存の屋外スピーカーについて更新等が必要となった際には、高性能型スピーカーへの切替や設置場所の集約化を検討します。
- 屋外スピーカーの増設終了を踏まえて、かわさき防災アプリによる無線放送の確認機能など、多くの人が必要な情報を取得できるよう取組を検討します。

(3) 情報弱者に関する取組の方向性

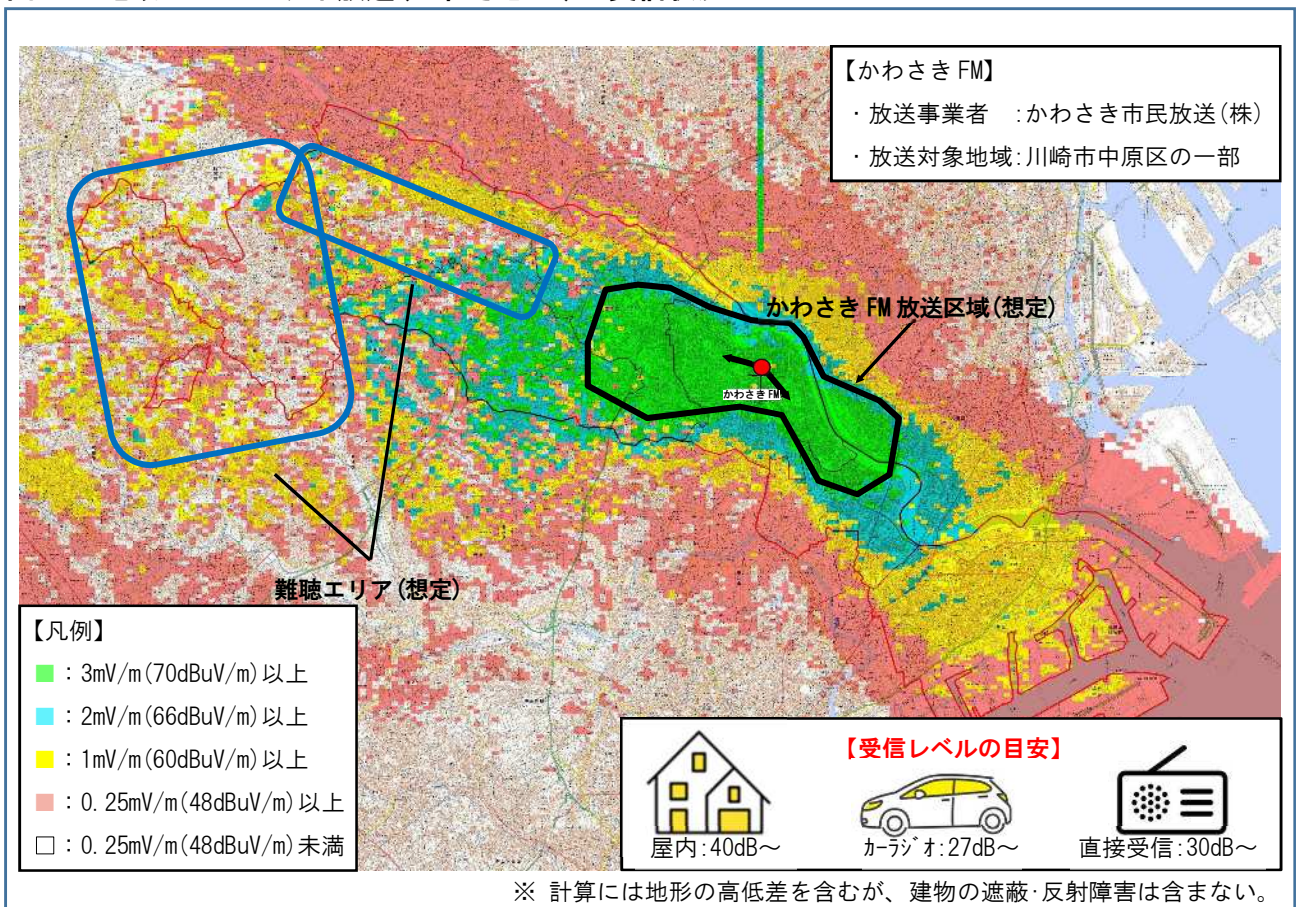
【基本方針①・②関連】

- 災害時に避難指示等の緊急情報が届かない市民を可能な限り減らすため、デジタル技術等を活用した伝達手段の多重化・多様化や情報発信を促進しています。
- 全国で約9割の人がスマートフォン等を所有しており、都市部では所有率はより高いものと推測される一方で、インターネット環境から情報取得を行えない人も一部には存在しています。
- そのため、シンプルで分かりやすい手段として、地域コミュニティ放送(かわさきFM)を活用した防災ラジオの導入に向けて取組を進めます(図10)。
- また、防災情報の発信について、地域コミュニティ放送(かわさきFM)との連携強化に取り組めます。
- 併せて、防災ラジオの無償貸与・有償販売等の制度設計や、地域コミュニティ放送の難聴エリア対策(アンテナ対策等)などを検討します(図11)。
- なお、現行の戸別受信機については、防災ラジオの導入に合わせて切替を進めます。

図10 防災ラジオ(イメージ)



図11 地域コミュニティ放送(かわさきFM)の受信状況シミュレーション



(4) 情報発信等に関する取組の方向性

【基本方針③・④関連】

- 防災情報については、各伝達手段を活用し、既に多くの項目の発信を行っています(表5)。
- こうした情報を有効に活用し、災害時の正しい避難行動へと繋げていくためには、市民自らが必要な情報を取りに行く姿勢も重要となるため、防災情報の取得方法について、分かりやすい見える化を図ります(図12)。
- 市公式ウェブサイトや各種啓発チラシなど、様々な媒体による周知・啓発を強化するとともに、主体的な情報収集の促進に向け、若者や子ども、保護者への周知は市内大学や市立学校等にアプローチするなど、世代に応じた広報を展開します。
- また、防災行政無線や緊急速報メールなど PUSH 型の伝達を契機(きっかけ・気づき)として、川崎市防災ポータルサイトをはじめ、様々な PULL 型の伝達手段から詳細な情報を取得するよう、啓発に取り組みます。
- 併せて、より利用しやすい環境を作ることで、防災に関する市民意識の向上に資するよう、防災ライブラリー等のデジタル化を進めます。
- 発災前後から復旧・復興までタイムリーに防災情報を発信するため、各伝達手段の特徴を踏まえた運用の再整理を行うとともに、発信項目の追加などに柔軟に対応できるよう、汎用性の高い伝達手段(メールニュースかわさき等)における運用面の向上に取り組みます。
- 平常時においては、発信内容や発信頻度、緊急度等を踏まえ、最適な伝達手段を活用し、行政情報の発信にも有効に活用できるよう、運用の整理を進めます。
- 試験放送として実施する屋外スピーカーのメロディーチャイムについては、子どもの帰宅目安となるよう、放送時間の見直し等を検討します。
- 汎用性の高い伝達手段については、更なる多言語化対応を検討するとともに、やさしい日本語や簡潔で分かりやすい表現を使用した情報発信を行い、民間企業が提供する翻訳アプリの利用を含め、多言語による情報取得の方法についても周知を進めます。

(5) その他取組の方向性

【基本方針③・その他関連】

- 大規模災害時には、長期停電や機器の故障、通信障害等が生じるおそれもあることから、掲示板やチラシなど、アナログ的な伝達手段についても運用を検討します。
- 防災情報について、市内の関係団体や商業施設等を通じた発信が円滑に行えるよう、連携強化に取り組みます。
- あらゆる情報伝達手段を市独自に整備することは困難なため、防災情報や翻訳機能、音声読上げなど、民間企業が提供するサービスについても周知を図り、各人の状況に応じた利用を案内します。
- 災害時における現地調査などに活用する移動系防災行政無線については、財政負担の観点等を踏まえ、再整備に際しては代替手段への切替を検討します。

表5 主な防災情報の発信状況

区分	発信情報
防災行政無線	・緊急地震速報 ・津波情報 ・特別警報 ・国民保護情報 ・土砂災害警戒情報 ・光化学スモッグ情報 ・避難情報 ・噴火警報・予報 など
緊急速報メール (気象庁・国・県の発信情報を含む)	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保 ・警戒区域情報 ・津波注意報 ・津波警報 ・大津波警報 ・噴火警報 ・指定河川洪水予報 ・土砂災害警戒情報 ・東海地震予知 ・弾道ミサイル情報 など
川崎市防災ポータルサイト	・避難情報(避難指示等) ・避難情報(避難所等) ・避難情報(帰宅困難者一時滞在施設) ・避難情報(災害用伝言ダイヤル) ・各種公共情報 ・各種防災マップ ・各種気象情報 など
かわさき防災アプリ	川崎市防災ポータルサイトと同等の情報
メールニュースかわさき	・緊急情報 ・気象注意報・警報 ・震度情報 ・天気予報 ・津波注意報・警報 ・雨量情報 ・水位情報 ・指定河川洪水予報 ・排水樋管情報 ・土砂災害警戒情報 ・竜巻注意情報 ・光化学スモッグ ・記録的短時間大雨情報 ・防災行政無線 など
川崎市防災気象情報 (ウェブサイト)	・雨量情報 ・水位情報 ・気象注意報・警報 ・天気予報 ・河川監視カメラ ・震度情報 ・雨雲レーダー ・土砂災害危険度 など
市危機管理本部公式X (旧 Twitter)	・緊急情報 ・気象注意報・警報 ・震度情報 ・津波注意報・警報 ・指定河川洪水予報 ・排水樋管情報 ・土砂災害警戒情報 ・竜巻注意報 ・光化学スモッグ ・記録的短時間大雨情報 ・防災行政無線 ・停電情報 ・熱中症警戒アラート など
市公式ウェブサイト	・各種防災情報 ・緊急情報(随時)

図12 取得方法の見える化の参考事例

災害時における情報伝達方法

□・・・情報をアナウンスが、
告知して放送

●・・・放送されるがその時点で情報の即時性がない

○・・・音声による告知、文は文字による告知

※夜間等に大規模災害が発生した場合には、飯田エフエム放送(76.3MHz)を利用して、飯田市が緊急放送を行います。

情報媒体		種別	火災	情報の種類									
市では、防災行政無線をはじめとして、さまざまな手段を用いて情報発信を行います。災害時の状況によって情報媒体も影響を受けますので、市民の皆さんも、複数の手段を活用し、情報を入手していただきますようお願いいたします。				ゆれる前	緊急地震速報(震度5弱以上)	緊急地震速報(震度4以下)	震度速報(震度5弱以上)	土砂災害警戒情報	特別警報	避難情報	行方不明者	事件等の情報	
1	防災行政無線 【同報系屋外子局】	無線告知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	防災行政無線フリーダイヤル 【0120-915-460】	NTT電話	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	火災告知・テレホン案内 【22-5500】	NTT電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	いいだ安全・安心メール 【火災】	電子メール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	いいだ安全・安心メール 【気象・災害・警報ほか】	電子メール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	NTTdocomo【エリアメール】 au、ソフトバンク【緊急速報メール】 【対応機種】	携帯電話・スマートフォン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	飯田市webサイト 【ホームページ】	インターネット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	飯田エフエム放送 【76.3MHz】	FMラジオ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	飯田エフエム放送 防災アプリ【スマートフォン】	スマートフォン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	飯田ケーブルテレビ 結いチャンネル【12ch】	ケーブルテレビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	飯田ケーブルテレビ 安心ネットライン【音声告知機能】	ケーブルテレビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	ツイッター、フェイスブック 【パソコン・スマートフォン】	SNS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

出典：長野県飯田市「災害情報ガイド(平成26年4月1日発行)」

資料1 川崎市防災対策検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 防災対策の充実・強化を図り、災害による被害を軽減することを目的として、川崎市防災会議条例(昭和38年川崎市条例第14号)第4条及び川崎市防災会議運営要綱第5条の規定に基づき、川崎市防災対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について研究・検討する。

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 防災対策の諸施策に関すること。
- (3) その他防災対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、川崎市防災会議専門委員(以下「専門委員」という。)をもって組織する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、川崎市防災会議条例第4条第3項の規定に基づき研究・検討が終了するまでとする。

(委員長)

第5条 委員長は、川崎市防災会議会長の指名した専門委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した専門委員がその職務を代理する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、検討する事項に関係する所管課長及び関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要に応じて研究成果等を市長及び川崎市防災会議に報告する。

(小委員会)

第8条 委員長は、委員会に必要に応じて個別に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員長の指名した専門委員及び検討する事項に関係する所管部長又は所管課長をもって組織する。
- 3 小委員会に座長を置き、委員長の指名した専門委員をもって充てる。
- 4 座長は、小委員会を招集し、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 5 座長は、検討結果等を委員会に報告する。
- 6 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した専門委員がその職務を代理する。

(事務局)

第9条 事務局は危機管理本部危機管理部に置く。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項については、その都度協議し定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年8月19日から施行する。

(川崎市防災会議専門部会運営規定の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、川崎市防災会議専門部会運営規定は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

資料2 防災情報発信のあり方に関する庁内検討会議設置要綱

（設置目的）

第1条 災害発生時における迅速かつ確実な情報伝達体制の整備を推進するため、現状の防災情報発信手段の整備体制、整備状況及び課題等を踏まえ、本市における効率的・効果的かつ持続可能な防災情報発信についてのあり方を検討・協議するため、「防災情報発信のあり方に関する庁内検討会議」（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 庁内検討会議は前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- （1）防災情報の発信手段・整備手法に関すること。
- （2）防災情報及び防災情報以外の発信内容に関すること。
- （3）その他、必要な事項に関すること。

（庁内検討会議）

第3条 庁内検討会議は別表に掲げる座長及び構成員をもって組織する。

- 2 座長は、必要に応じて招集し、会務を総理する。
- 3 座長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事会）

第4条 座長は、第2条各号に規定する事項について詳細に審議する必要があると認めるときは、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事長及び幹事会の構成員は座長が指名する。
- 3 幹事会は幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第5条 庁内検討会議の庶務は、危機管理本部危機管理部において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会議の運営に関して必要な事項は、別途座長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月4日から施行する。